

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名 厚生労働省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （都市計画税、特別土地保有税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、地方消費税）	
要望項目名	厚生労働省が所管する独立行政法人の見直しに伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>①独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構</p> <p>②独立行政法人勤労者退職金共済機構</p> <p>③国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づく厚生労働省所管の独立行政法人の見直しに関して、次に掲げる見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずる。</p> <p>①労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合          「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえて、（独）労働安全衛生総合研究所と（独）労働者健康福祉機構を統合するとともに、統合後の新法人において、国が委託事業として実施しているバイオアッセイ研究センター事業を実施するにあたり、税制上所要の措置を講ずる。</p> <p>②勤労者退職金共済機構における中小企業退職金共済制度の見直し          「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等を踏まえて、（独）勤労者退職金共済機構が実施している中小企業退職金共済事業について、特定退職金共済事業・確定拠出年金制度との間で事業主が納めた掛金等に相当する資産を引き渡す制度間通算の拡充によるポータビリティの向上等を通じた事務の効率化に必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>③国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所の統合          独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成26年法律第38号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）の施行に伴い、平成27年4月1日に独立行政法人医薬基盤研究所（以下「医薬基盤研究所」という。）と独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「国立健康・栄養研究所」という。）が統合し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「医薬基盤・健康・栄養研究所」という。）となる。          このため、医薬基盤研究所及び国立健康・栄養研究所が受けていた地方税の各種優遇措置について、統合後の医薬基盤・健康・栄養研究所も受けられるようにすること。</p>	
関係条文	<p style="text-align: center;">地方税法第25条第1項第1号、第25条第2項、第25条の2第2項、第72条の4第1項第2号、第72条の5第1項第2号、第73条の3第1項、第73条の4第1項第3号の2、第73条の4第1項第13号、第115条第1項、第146条第1項、第296条第1項第1号、第296条第2項、第348条第2項第9号の2、第348条第2項第16号、第348条第2項第42号、第348条第6項、第443条第1項、第586条第1項、第586条第2項第28号、第701条の34第1項、第702条の2第1項、第702条の2第2項、独立行政法人国立健康・栄養研究所法、独立行政法人医薬基盤研究所法、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、独立行政法人労働安全衛生総合研究所法、独立行政法人労働者健康福祉機構法、中小企業退職金共済法</p>	
減収見込額	<p>[初年度] ( — ) [平年度] ( — )</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的  「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に基づく厚生労働省所管の独立行政法人の見直しを行うことにより、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより、官の肥大化防止、スリム化を図り、国民生活の向上等に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性  「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等に基づき、見直しを行った独立行政法人において引き続き必要な事務が行われるよう、税制上の所要の措置を講ずることが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>①独立行政法人労働安全衛生総合研究所 基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標Ⅲ-2 安全・安心な職場づくりを推進すること 施策目標2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること ・独立行政法人労働者健康福祉機構 施策大目標Ⅲ-3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること 施策目標3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること</p> <p>②独立行政法人勤労者退職金共済機構 基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標Ⅲ-4 勤労者生活の充実を図ること 施策目標4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p> <p>③国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 基本目標 XI 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること 施策大目標 XI-2 研究を支援する体制を整備すること 施策目標 2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること</p>
	政策の達成目標	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づく厚生労働省所管の独立行政法人の見直しを行うことにより、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより、官の肥大化防止、スリム化を図り、国民生活の向上等に寄与する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、現行の独立行政法人に対して講じられている措置と同等の措置を要望。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>①運営費交付金、補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生総合研究所 運営費交付金 1,970,724 千円 (26 年度予算額) 補助金等 121,060 千円 (26 年度予算額)</li> <li>・労働者健康福祉機構 運営費交付金 7,111,072 千円 (26 年度予算額) 補助金等 22,281,893 千円 (26 年度予算額)</li> </ul> <p>②補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金 33,350 千円 (26 年度予算額) 補助金等 8,864,506 千円 (26 年度予算額)</li> </ul> <p>③運営費交付金、補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立健康・栄養研究所 運営費交付金 640,627 千円 (26 年度予算額)</li> <li>・医薬基盤研究所 運営費交付金 7,542,542 千円 (26 年度予算額)</li> </ul>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	①②③ 運営費交付金、補助金等（現時点では具体的に検討していない。）
	要望の措置の妥当性	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等に基づき、見直しを行った独立行政法人において引き続き必要な事務が行われるよう、税制上の所要の措置を講ずることが必要である。
	ページ	11 — 3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	なし （③については、昨年度同様の要望を提出し、「△法」とされている。）